

令和6年度東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱実施細目

5 生安都 第 914 号
令和 6 年 3 月 28 日

第1 令和6年度東京都地域における見守り活動支援に対する区市町村補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条関係

- 「安全・安心まちづくり推進地区」の報告については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区選定等報告書」（平成16年6月8日付16知企治第56号で依頼済）の提出による。
 - (2) 安全対策重点地区調査票（平成15年9月9日付15知企治第62号で依頼済）により既に報告した地区についても、本事業を実施する場合には、あらためて上記（1）による報告書を提出すること。

第2 要綱第4条関係

補助対象事業の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域団体について
 - ア 安全・安心まちづくり推進地区内で活動する団体であること。
 - イ 法人格の有無は問わないが、地域が一体となった見守り活動が期待できること。
また、連携して行う事業については、連携の範囲は中学校区内の町会や、商店街と隣接した町会など、確実に連携して実効性ある防犯パトロール等の活動を継続して行うことができる範囲とする。
 - ウ 設置された設備及び購入した資器材等の管理を適切に行い得ること。（管理責任者や管理方法等について団体間及び団体の構成員間で合意があること、管理責任者の住所又は居所が当該推進地区内にあることなど。）
 - エ 専ら営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的として結成された団体や、暴力団並びに計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団ではないこと。

上記の地域団体であることを証するために、知事は、当該団体の規約、活動の概要・記録その他当該団体の活動実績、活動計画等を明らかにする資料を当該団体から徴し、補助金交付申請書に添付するよう区市町村に求めることができる。

- (2) 防犯に関する見守り活動の継続について

本来は、特に期限を設けずに活動されることが望ましいが、要綱第22条において経理に関する証拠書類を「事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するもの」としていることから、活動の継続期間は、目安として最低限5年間は必要である。

なお、区市町村は、上記期間において、定期的に活動実態について把握し、要綱第8条（7）に定めるときのほか、都が報告を求めるときには速やかに報告するものとする。

(3) 防犯カメラの運用について

防犯カメラについては、原則として区市町村の条例等に運用に係る基準を定め、プライバシー等に配慮し、運用すること。ただし、特段の定めのない場合は、次に掲げる事項の全てを実施すること。

- ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- イ 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとすることなど、厳正な管理を行うこと。
- ウ 記録の保管期間は、1週間程度とすること。
- エ 記録の閲覧は、要綱第4条第2項第8号の基準で定める防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。
- オ 外部に記録を提供し、又は閲覧させるとときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。
- カ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。
- キ 次に掲げる事項を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

- (ア) 管理責任者及びその責務
- (イ) 防犯カメラの設置場所
- (ウ) 防犯カメラの設置の周知方法
- (エ) 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法
- (オ) 記録の閲覧が可能な者
- (カ) 記録の閲覧方法
- (キ) 記録の外部提供の方法

(4) 要綱第4条第1項(1)、(2)及び(3)の事業の実施に当たっては、区市町村は補助対象経費の3分の1（3分の1の金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てることができる。）を負担するものとし、3分の1を超えて補助を行うことも妨げない。ただし、補助対象となる地域団体も事業経費の一部を負担するものとなるよう、留意すること。

第3 要綱第6条関係

(1) 「補助対象経費」について

- ア 街頭における防犯対策の向上に資すると認められる設備及び資器材等の購入並びに設備の設置に係る経費を対象とする。
- イ 道路以外の公の施設や私有地における防犯対策のように、専らその設置管理者又は所有者の責任において講じるべきものについては、対象としない。
- ウ 防犯設備等の設置整備に当たっては、管轄警察署や専門家等に相談し、その意見等に留意すること。

(2) 「知事が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるもの」とは、次に掲げる経費をいう。

- ア 領収書、請求書、内訳書、納品書、契約書、引渡し書、口座振込依頼書等の書類に

- より確認できる経費
イ 預金通帳、現金出納簿、備品台帳、固定資産台帳等の帳簿類により確認できる経費

第4 要綱第7条関係

- (1) 「別途定める申請期間」については、以下のとおりとする。
ア 防犯設備補助事業（単独事業）、防犯設備補助事業（連携事業）について
令和6年7月8日（月曜日）から令和6年7月31日（水曜日）まで
ただし、都が認める場合には、上記期間外の提出を受け付ける。
イ 地域防犯環境改善補助事業、区市町村防犯環境改善補助事業について
申請額の総額が予算額に達するまで隨時受け付ける。
- (2) 補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱、
機器等を設置する場所の詳細地図・図面、更新する設備の当初設置年度が確認できる
もの、都の補助を受けた設備であることが確認できるもの、見積書等使途、単価、規模
等の確認ができるものをいう。
なお、事業の全部又は一部を専門業者に請け負わせ又は委託する場合、経費が100
万円を超えるときは、原則として複数の業者から見積書を徴収し、添付すること。

第5 要綱第10条関係

要綱第10条第2項の審査に当たっては、安全・安心まちづくり推進地区内における地域
団体の防犯のための見守り活動の状況、第7条第2項の交付希望順位その他第10条第2項
の機関の定める基準を参考に補助対象事業を選定する。

第6 要綱第16条関係

- (1) 「間接補助金を支払ったとき」の支払方法は、地域団体からの実績報告後の確定払
又は概算払をした間接補助金の精算をいう。
(2) 「必要な書類等」とは、機器等を設置した場所の詳細地図・図面、納品書、請求書、
領収書等使途、単価、規模等の確認ができるものをいう。

第7 要綱第21条関係

要綱第21条第1項に規定する「別途定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に
関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数の経過し
た日とする。

第8 別表関係

- (1) 別表「補助対象経費等 ○防犯設備補助事業」に規定する「別途定める年数」とは、
以下のとおりとする。
ア 防犯カメラについて
7年
ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると都が認める場合はこの
限りでない。

イ 防犯カメラ以外の設備について

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日 大蔵省令第 15 号)

別表第一」による耐用年数

- (2) 別表「補助対象経費等 ○防犯設備補助事業」に規定する「別途定める都の補助」
とは、東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金、東京都繁華街等における体感
治安の改善事業補助金及び東京都新・元気を出せ！商店街事業費補助金とする。